

期日指定定期預金規定

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間の満了日）から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヶ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円単位の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1ヶ月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満・・・通帳（証書）記載の「2年未満」利率
 - ② 2年以上・・・・・・通帳（証書）記載の「2年以上」利率
(以下「2年以上利率」という。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または、元金のみをもって書替をし利息を同一名義の預金口座へ入金するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) この預金の一部の金額を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (4) 前記(2)および(3)の預金の解約の手続きに加え、当該預金の元利金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の

手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

自動継続期日指定定期預金規定

4. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。

5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヶ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円単位の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申し出があり満期日の指定がないとき（後記(2)により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1ヶ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申し出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記(2)により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満・・・通帳（証書）記載の「2年未満」利率
 - ② 2年以上・・・・・・通帳（証書）記載の「2年以上」利率
(以下「2年以上利率」という。)

- (2) 継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金するかまたは元金に組入れします。
- (4) 指定された満期日から1ヶ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (3) この預金の一部の金額を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (4) 前記(2)および(3)の預金の解約の手続きに加え、当該預金の元利金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

共通規定

8. (付利単位、満期日前解約)

- (1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2) この預金を第3条第1項および第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6ヶ月未満・・・・2年以上利率×50%
 - ④ 1年6ヶ月以上2年未満・・・・2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満・・・・2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満・・・・2年以上利率×90%

以 上